

## 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの中期目標、中期計画

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期目標	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期計画
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 理事長 樋口 輝彦</p>
前文	前文
<p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)は、国際的にも稀な精神医学と神経学を総合的に実践する場として昭和61年に設置された国立精神・神経センターを前身とする。</p> <p>精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわ</p>	<p>昭和61年10月、国際的にも稀な精神医学と神経学を総合的に実践する場として設置された国立精神・神経センターは、平成22年4月、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に関する国立高度専門医療研究センターとして新たに発足した。</p> <p>その使命は、「病院と研究所が一体となり、精神・神経疾患等の克服を目指した研究開発を行い、その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図ること」にある。精神・神経疾患等は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、難治性で慢性の経過をたどるものが多く、国民の生活に大きな影響を与えており、社会全体の支持を得て、積極的かつ総合的・重層的にその対応を進めていく必要がある。したがって、研究所と病院が緊密に連携して、センターに与えられた役割を果たし、その成果を社会に示していく必要がある。</p> <p>また、我が国の抱えている医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外の機関と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策等と一体となって、国際レベルの研究競争に伍しつつ、研究・開発及び人材育成・輩出に関して、成果を継続して生み出していくことが求められている。さらに、医療研究職種間の役割分担と協働に基づく</p>

<p>らず、国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。</p> <p>こうした中、センターは、国際的にも、精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、日本人のエビデンスの収集や研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。</p>	<p>事業の推進を図るなど、わが国の医療及び精神保健の水準の向上に貢献する。</p> <p>センターは、第一期中期目標期間においては、最新の知見に基づき、精神・神経疾患等に対する標準的な医療の提供を目指すとともに、研究成果を高度先駆的医療に活かすための研究基盤をより強固なものとする。また、センターは、事業体として業務運営の効率化に取り組み、わが国の医療研究体制において、代替不可能な公共的財産であるセンターの長期的な存続のための基盤を着実に築いていく。その事業の成果として得られた収益と業務運営の更なる効率化とが相俟って生じた剰余については、センターに課せられた使命の実現、医療の質の向上のために再投資し、第二期以降を含めた長期的な事業の安定を目指す。</p>
<p>第1 中期目標の期間</p>	
<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p>
	<p>精神・神経疾患等の臨床研究推進のための中核的役割を担う。そのため基礎研究はもとより、臨床研究、治験の円滑な実施を行う。また、多施設共同研究の運営管理に資する共用研究基盤を整備し、研究資源の適切な活用を実現する司令塔機能を果たす。精神・神経疾患等の対策に資する研究に取り組み、国際水準の研究競争に伍した成果を継続的に創出する。</p>
<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>
<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必</p>	

<p>要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p>	
<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化  基礎研究の成果を臨床での実用化に継続的につなげられるよう、また、臨床で得られた知見に基づいた基礎研究を実施できるよう、研究所と病院がそれぞれの専門性を踏まえた上で連携を図る。  具体的には、合同で行う会議等の開催、臨床研究等の共同実施、基礎研究と臨床現場を橋渡しするいわゆるトランスレーショナルリサーチの実施を支援するとともに、相互の人的交流を図る。  これにより、研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。</p> <p>② 研究基盤の整備  臨床試料及び臨床情報を研究に有効に活用するため、生体試料レポジトリを含めたトランスレーショナルメディカルセンター(以下「TMC」という。)や脳病態統合イメージングセンターの体制整備を行うことにより、バイオリソースに登録する検体数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p>
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>③ 産官学等との連携強化  ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構等の大規模治験拠点との自発的・戦略的な連携を深めるため、知的財産、利益相反等に関する諸規程を指針等に基づいて整備する。また、国内外の先端施設・企業等とのトランスレーショナルリサーチ、臨床試験等を共同で実施するための体制を強化し、提携先企業・研究機関等が利用可能な連携ラボをTMC内に整備する。  これにより、他の研究機関(大学含む。)との共同研究実施数を年10件以上とする。  また、治験実施症例総数(国際共同治験を含む。)を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p>

<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>④ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む。)を企画・評価していく体制を強化するとともに、研究を支援していく体制を充実させる。</p>
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>⑤ 知的財産の管理強化及び活用推進 特許等取得について、研究者が研究開発早期から利用できる知財コンサルティング部門の構築を目指し、産官学等との連携、知的財産、利益相反に関する規程を指針等に基づいて整備する。具体的にはマテリアル・リサーチツールの管理・提供体制の整備、所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知的財産関係書類等の管理強化、研究者に対する知財教育の実施、及び上記研究を推進するため、知的財産管理や契約行為等に関する管理機能や研究者に対する相談支援機能の充実を図る。 また、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)に則した知的財産管理、共同研究・受託研究等の審査体制、契約行為等を行う管理機能を充実強化する。特に、知的財産の活用に関しては、医療現場での実用化を目指す。 このため、職務発明委員会における審査件数について、年 3 件以上とし、特許出願が適切かどうかの議論を活発に行う。</p>
<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p>
<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>① 臨床研究機能の強化 センター内で実施される臨床研究及び単独又は数施設程度で行う早期臨床開発を支援する部門を整備する。また疫学・生物統計学の専門家や薬事専門家等の支援が得られる体制を構築し、承認申請を目指す臨床試験に対しても、切れ目のない支援が得られるようにする。 各種指針に基づき臨床研究で発生した有害事象等を収集し、倫理委員会や規制当局等へ報告する体制を構築する。 また、治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、薬事・規制</p>

	<p>要件の専門家を含めた治験業務に携わる人材の充実をはじめとする治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。</p> <p>このため、臨床研究コーディネーター(CRC)を、常時10名以上勤務させる。</p> <p>また、治験申請から最初の症例登録(First Patient In)までの期間を平均100日以内とする。</p>
	<p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理委員会や治験審査委員会(IRB)、利益相反委員会(COI)、モニタリング・監査等の体制を強化するとともに、主要な倫理指針等について定期的な教育の機会を設ける。</p> <p>また、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示するとともに、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制を確立し、研究への協力に係る患者負担の軽減を図る。特に、遺伝子解析を伴う臨床研究の実施に際して、患者が適切に遺伝カウンセリングを受けられるよう体制を強化する。また、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応等を行う。</p>
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>
<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p>	<p>大学や企業等と相互の強みを活かしながら、有機的な連携により独創的な研究・開発を展開する。</p> <p>具体的な計画については別紙1のとおり。</p>
<p>2. 医療の提供に関する事項</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p>
<p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、</p>	<p>精神・神経疾患等の研究成果を活かし、患者の生活の質の向上を目指した全人的な医療を提供する。</p> <p>特に、希少疾患及び重症・難治性の精神・神経疾患等については、多施設連携による症例、臨床情報の集約を行い、全国のモデルとなるような高度先駆的な医療を提供する。</p>

<p>国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p>	<p>さらに、当該疾患は、その特性により患者の家族、介護者等の身体的、精神的、経済的な負担が少なくないことを踏まえ、患者本人のみならず、周囲の人々に配慮した支援を行う。</p>
<p>また、精神・神経疾患等に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p>	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>
<p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、</p>	<p>① 高度先駆的な医療の提供 精神・神経疾患等について、国内外での研究成果を集約し、新規治療法候補については、臨床研究等で検討する等により、高度先駆的な医療を提供する。</p>
<p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 精神・神経疾患等について、最新の知見に基づき、標準的な医療を提供するための診療体制を整える。</p>
<p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p>
<p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、</p>	<p>① 患者の自己決定への支援 患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。 特に、セカンドオピニオン外来や遺伝カウンセリング体制の整備強化に努めるとともに、院内待合における情報コーナーの設置、公開講座の開催等、日常的に情報提供が行われるよう工夫する。 さらに、病態に応じた説明文書の提供と同意取得手続きの標準化を進める。 このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。</p>
<p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、</p>	<p>② 患者等参加型医療の推進 患者等参加型医療及びセルフマネジメントの推進の観点から、患者等の医療に対する理解を支援する機会の提供に努める。 さらに、患者の視点に立った医療を提供するため、定期的な患</p>

チーム医療の推進、

入院時から地域ケアを見通した医療の提供、

医療安全管理体制の充実、

者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行うことで患者ニーズの把握に努め、診療内容や業務の改善に活用する。

③ チーム医療の推進

複数の診療科が参加する合同ケースカンファレンスの開催、専門疾病センターの運用、コンサルテーション・リエゾン等を実施するとともに、日常的な交流を図ることで、治療の向上につながる診療科横断的なチーム医療を実現する。

特に、身体合併症症例及びストレスが症状に影響を及ぼす身体疾患症例等を含む精神・神経疾患等に対しても適切な治療を提供する。

また、電子カルテの導入を図り、臨床研究や多職種連携のために医療情報を共有する。

このため、多職種ケースカンファレンスを年間 150 件以上実施する。

④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

危機介入・病状悪化防止等のため、入院から地域ケアまで一貫した重点的な支援を実施する。そのため疾患領域毎の地域連携リストを作成し、地域連携パスを整備することでネットワーク化を進める。

また、入院の長期化を防ぎ、入院から地域ケアまでの一貫した治療と支援を計画・提供する。そのため各種医療連携を担当する人材を配置し、組織横断的な調整を行う。

退院促進・在宅支援の調整に際しては、院外の医療資源との多職種連携の体制を整備する。

さらに、画像等の専門的な検査について、地域の医療機関との連携を進める。

このため、紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ各々 5% 以上増加させる。

⑤ 医療安全管理体制の充実

医療安全管理体制を充実し、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安医療安全管理体制を充実し、医療事故防止、感染管理及



<p>客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p>	<p>び医療機器等の安全管理に努める。 このため、医療安全又は感染症対策研修会を年 10 回以上開催する。</p>
<p>医療観察法対象者に対して、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 センターで行う医療の質を評価するため、客観的指標等を研究開発しつつ、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行う。</p> <p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 医療観察法対象者への医療の提供 医療観察法病棟に入院している対象者に特有な病態に対応した諸検査を実施し、適切な治療計画に基づいた医療を提供する。対象者の家族会を継続的に実施する。 また、対象者の身体合併症に対しては、他の医療機関との連携及び総合診療機能によるモデル医療を提供する。退院後に地域生活への安全で円滑な移行を支援する。 このため、多職種協働ケアプログラムアプローチ(CPA)を年 100 件以上実施する。</p>
<p>重症心身障害児(者)に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>② 重症心身障害児(者)への医療の提供 重症心身障害児(者)のために総合的な機能評価を実施し、その評価結果に基づいた各機能障害に対する専門的治療を実施する。他施設からの診断・評価・治療の受け入れを実施する。 また、在宅支援のために、在宅の重症心身障害児(者)に対しても、家族のレスパイトも兼ねて短期入院による総合的な機能評価を行う。 さらに、療育・余暇活動などを通して、患者 QOL 向上を目指す。地域の社会資源の活用・連携を推進する。</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p>
<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経</p>	<p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成 精神・神経疾患等の研究・医療における専門家を養成するため、TMC 等を活用し、レジデント及び流動研究員等への教育・指導内容の充実を</p>

<p>疾患等に対する医療及び研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、</p> <p>モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>図る。</p> <p>地域の指導的役割を担う人材や臨床研究の推進者を育成し、医師、研究者以外の職種にも対応した課程を整備する。</p> <p>このため、実務者・指導者研修又は臨床研究基本講座を年 5 回以上開催する。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を実施する。</p> <p>このため、センター外の医療従事者等に対する研修を年間 20 回以上実施する。</p> <p>また、同受講者数を年間 1,000 人以上とする。</p>
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p>
<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が精神・神経疾患等に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の精神・神経疾患等に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>センターと都道府県の中核的な保健医療機関等とのネットワークの構築を目指し、相互の交流を通じて高度先駆的医療や標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>精神・神経疾患等に関する予防・診断・治療法等について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国民向け、患者向け、保健医療機関向け、他の関連団体向けの情報発信を行う。また科学的根拠に基づいた情報等につき、国内外の知見の収集と評価を行う。</p> <p>また、医療従事者・患者向けHPアクセス数を年間 20 万件以上確保する。</p>
<p>5. 国への政策提言に関する事項</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p>
<p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即</p>	<p>精神・神経疾患等に関する保健医療福祉政策の企画・立案に必要な根</p>

<p>したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>拠を、先行研究の分析、疫学研究、臨床研究等により創出する。具体的には、標準医療・モデル医療とその均てん化手法の開発を目指した研究を実施する。</p> <p>また、我が国の抱えている精神・神経疾患等に関する医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外での研究成果及び我が国の実態調査結果等を踏まえ、専門的な政策提言を行う。</p>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>
<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>
<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>大規模災害やパンデミック等、公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国等の要請に対して迅速かつ適切な対応を行う。</p>
<p>(2) 国際貢献</p>	<p>(2) 国際貢献</p>
<p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>精神・神経疾患等の医療における我が国の代表的機関として、積極的な国際貢献を行う。産官学の各領域で行われる研究開発の国際連携の場に積極的に参加し、あるいは企画・主導するとともに、諸外国から研究者等を受け入れる。</p> <p>具体的には、海外からの研修生及び研究者を年間10名以上受け入れる。</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p>	<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p>
<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>また、神経研究所及び精神保健研究所のあり方を含めたセンター全体の組織については、見直しを検討する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各</p>

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。

その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し

部門の再編を行う。

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づき平成 22 年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。

その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。

① 副院長複数制の導入

特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

② 事務部門の改革

事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。

① 給与制度の適正化

給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直

	す。
② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化	② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。
③ 一般管理費(退職手当を除く。)について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減	③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。
	④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。
④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保	⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。  ※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率〇〇%
2. 電子化の推進	2. 電子化の推進
業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	(1)電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。 また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。
	(2)財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営

	改善に努める。
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	3. 法令遵守等内部統制の適切な構築
法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。	法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画
「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。	「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。
1. 自己収入の増加に関する事項	1. 自己収入の増加に関する事項
精神・神経疾患等に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。
2. 資産及び負債の管理に関する事項	2. 資産及び負債の管理に関する事項
センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予 算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4
	第4 短期借入金限度額

	<p>1. 限度額 2,000百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>
	<p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p>
	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項	1. 施設・設備整備に関する計画
施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
2. 人事の最適化に関する事項	2. 人事システムの最適化
<p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>

	3. 人事に関する方針
	(1) 方針
	<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>
	(2) 指標
	<p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 616 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 22, 622百万円</p>
3. その他の事項	4. その他の事項
<p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見の聴取に努める。</p>



担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年、精神・神経疾患等については、新しい知見の集積や生物学的技術の進歩がめざましく、同疾患領域の研究成果を安全かつ速やかに臨床現場に応用し、国民に貢献することが期待されている。一方、当該領域には、既存の生物学的手法では解決が困難な自殺予防等の課題も少なくない。</p> <p>センターは、中期目標期間において、研究成果を高度先駆的医療及び保健医療政策に活かすため、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、精神・神経疾患等について、領域横断的な研究を実施し、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や病態解明、予防・診断・治療の研究・開発を推進すること。</p> <p>特に、国民ニーズが高いにも関わらず、開発リスクが高い希少疾患や重度・難治性の精神・神経疾患等について、より積極的に実施すること。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年、精神・神経疾患等については、新しい知見の集積や生物学的技術の進歩がめざましく、同疾患領域の研究成果を安全かつ速やかに臨床現場に応用し、国民に貢献することが期待されている。一方、当該領域には、既存の生物学的手法では解決が困難な自殺予防等の課題も少なくない。</p> <p>センターでは、精神・神経疾患等について、領域横断的な研究を実施し、その疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や病態解明、予防・診断・治療の研究・開発を推進する。特に、国民ニーズが高いにも関わらず、開発リスクが高い希少疾患や重度・難治性の精神・神経疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>研究・開発に当たっては、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図る。また、精神・神経疾患等の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎研究を臨床現場に橋渡しするいわゆるトランスレーショナルリサーチ、臨床に直結した研究・診療や機能回復等に係る技術開発や社会応用研究等を総合的に進める。</p> <p>このため、英文・和文の原著論文及び総説発表総数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p>
2. 具体的方針	2. 具体的方針
(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究
<p>① 精神・神経疾患等の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、精神・神経疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>① 精神・神経疾患等の本態解明</p> <p>精神・神経疾患等について、生物学的手法又は心理社会的手法を用いて、発症機序や病態の解明につながる研究を実施する。そのため、必要な科学技術を取り入れ、遺伝子、蛋白質などの分子レベルから細胞、組織、個体、社会に至るまでの研究をヒト又は疾患モデル動物</p>

	等において実施する。
<p>② 精神・神経疾患等の実態把握</p> <p>我が国の精神・神経疾患等の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による精神・神経疾患等のリスク・予防要因の究明等、精神・神経疾患等の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 精神・神経疾患等の実態把握</p> <p>我が国の精神・神経疾患等における罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータは、センターで行う全ての研究開発の基礎となるものである。そのため、これらを的確に把握する疫学研究等の実施を推進する。</p> <p>具体的には、臨床試験を推進するために、遺伝子解析を含めた患者情報登録を推進し、疾病研究や治療法の開発を促進する。</p>
<p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>精神・神経疾患等に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>病院と研究所、地域の積極的な連携のもとで、新規の予防、診断、治療法を開発するため、病態や予後に関わる生物学的因子あるいは心理社会的因子を探索・解明するための基礎医学・疫学・臨床研究等を発展させる。また、様々なリサーチリソースを活用し、新規技術についての有効性と安全性を検証するための研究や社会に応用するための研究を推進する。</p> <p>精神・神経疾患等の患者の社会生活機能と QOL の改善を目指した新規介入法あるいは既存の治療技術について、必要に応じて多施設共同研究等を活用して、その有効性と安全性に関する研究や社会に応用するための研究を推進する。</p> <p>病院の日常診療や臨床試験から生み出される臨床情報及び生体試料等を収集し、広く研究に活用する。加えて、精神・神経疾患等の医療の向上に寄与するよう、センターが中核的に遺伝子診断研究を実施する体制を整備する。</p>
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略(基本方針)」(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、精神・神経疾患等に関する研究成果等を安全か</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>生物学的手法を用い創薬の標的となる分子や医薬品候補となる化合物等を探索・解明する研究を実施し、有効性についてモデル動物等で検討する。</p> <p>精神・神経疾患等における研究成果を安全かつ速やかに臨床現場</p>

<p>つ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指した研究を推進する。特に、国民の健康への影響が大きい疾患、開発リスクが高い疾患、難治性精神疾患や神経難病・筋疾患等の希少疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>このため、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を目指す。</p>
<p>(2)均てん化に着目した研究</p>	<p>(2)均てん化に着目した研究</p>
<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>精神・神経疾患等に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>精神・神経疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>診断・治療ガイドライン等の作成及び改訂を行うとともに、医療機関等において広く使用されるための方法論の確立に必要な研究を推進する。</p> <p>次世代の精神・神経疾患等の保健医療福祉を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。</p>
<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>精神・神経疾患等に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>精神・神経疾患等及びその医療に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、普及啓発を阻害する要因を疫学研究・臨床研究等により探索・解明し、効果的な情報提供手法の開発に関する研究を実施する。</p> <p>具体的には、メンタルヘルス総合情報サイトにおいて、患者・国民向けに疾患や症状に関する、分かりやすい知識や情報を提供しつつ、関係者向けには行政資料や診療支援情報、研究成果を紹介する。</p>

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	22,558
施設整備費補助金	2,170
業務収入	35,098
その他収入	10,816
計	70,642
支出	
業務経費	53,426
施設整備費	13,049
借入金償還	288
支払利息	207
その他支出	534
計	67,504

(注1)計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2)診療報酬改定は考慮していない。

(注3)給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4)このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## 【人件費の見積り】

期間中総額22,622百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

## 【運営費交付金の算定ルール】

## 【運営費交付金の算定方法】

平成22年度は、業務の実施に要する経費を個々に見積り算出する。平成23年度以降、これを基礎として以下の算定ルールにより決定。

## 【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)について、以下の数式により決定する。

$$(A) = \{ [A(a) \times \alpha 1] + [A(b) \times \alpha 2] + [A(c) \times \alpha 3] \} \times \beta + (B) + (C)$$

A(a)：前年度における一般管理費(運営基盤経費)に係る運営費交付金

A(b)：前年度における専門医師等育成事業に係る運営費交付金

A(c)：前年度における専門医師等育成事業、一般管理費(運営基盤経費)及び退職手当を除く運営費交付金

$\alpha 1$ ：一般管理費(運営基盤経費)に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な計数値を決定する。

$\alpha 2$ ：専門医師等育成事業に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 3$ ：一般管理費(運営基盤経費)、専門医師等育成事業経費及び退職手当を除く運営費交付金に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\beta$ ：政策係数。法人の業務の進捗状況や財務状況、政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

B：退職手当相当額。毎年度の予算編成において決定する。

C：特殊要因経費。法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

## 【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数】

$\alpha 1$ ：0.97と置く。

$\alpha 2$ ：1.00と置く。

$\alpha 3$ ：0.99と置く。

$\beta$ ：1.00と置く。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>58,695</u>
經常費用	<u>58,437</u>
業務費用	58,204
給与費	31,365
材料費	6,759
委託費	2,986
設備関係費	5,999
その他	11,095
財務費用	207
その他經常費用	26
臨時損失	<u>258</u>
収益の部	<u>58,924</u>
經常収益	<u>58,892</u>
運営費交付金収益	21,550
資産見返運営費交付金戻入	990
業務収益	36,175
医業収益	30,499
研修収益	32
研究収益	5,630
その他	13
土地建物貸与収益	62
宿舍貸与収益	86
その他經常収益	31
臨時利益	<u>31</u>
純利益	229
目的積立金取崩額	0
総利益	229

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>70,642</u>
業務活動による支出	<u>53,633</u>
研究業務による支出	12,746
臨床研究業務による支出	7,659
診療業務による支出	25,510
教育研修業務による支出	2,413
情報発信業務による支出	999
その他の支出	4,307
投資活動による支出	<u>13,049</u>
財務活動による支出	<u>822</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>3,139</u>
資金収入	<u>70,642</u>
業務活動による収入	<u>57,834</u>
運営費交付金による収入	22,558
研究業務による収入	1,996
臨床研究業務による収入	3,554
診療業務による収入	29,516
教育研修業務による収入	32
その他の収入	178
投資活動による収入	<u>2,170</u>
施設費による収入	2,170
財務活動による収入	<u>805</u>
その他の収入	805
前期よりの繰越金	<u>9,833</u>

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

（注3）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## 施設・設備に関する計画

国立精神・神経医療研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、センターの機能の維持・向上の他、費用対効果や財務状況を総合的に勘案して計画的な整備を行うこととし、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
施設設備整備 (内訳) 小型動物棟新築整備工事及び 研究所本館老朽配管 TMC関係建物改修整備	2,170	施設整備費補助金
合 計	2,170	

## 独立行政法人国立国際医療研究センターの中期目標、中期計画



独立行政法人国立国際医療研究センター中期目標	独立行政法人国立国際医療研究センター中期計画
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立国際医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立国際医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立国際医療研究センター 理事長 桐野 高明</p>
前文	前文
<p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成5年に我が国における保健医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、以来、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査</p>	<p>独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成5年に我が国における保健医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、平成20年に国立精神・神経センター国府台病院を統合し、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)及び国際保健医療協力を対象とし、その総合診療機能等を有効に活用することとした。</p> <p>センターは、事業体として、業務運営の効率化に取り組むとともに、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、感染症その他の疾患及び国際保健医療協力を重点分野としつつ、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制のもと、チーム医療を前提とした、質の高い全人的な高度専門・総合医療の実践とその均てん化、及び疾病の克服を目指す臨床開発研究を実施する。</p>

<p>及び研究を必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)及び国際保健医療協力を対象に中心的な役割を果たしてきた。</p> <p>また、平成 20 年には国立精神・神経センター国府台病院を統合し、その総合診療機能等を有効に活用することとした。</p> <p>センターには、これら設立の経緯を踏まえ、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。</p>	
<p>第1 中期目標の期間</p>	
<p>センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。</p>	<p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p>
	<p>センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。</p>

(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進
<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p>	
<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化  研究所等と病院が、それぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設ける事により相互の連携を図る。また、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備する。  これにより、研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施する。</p>
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>② 産官学等との連携強化  「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成する。企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設ける。  これにより、開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数を毎年10件以上とする。</p>
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備  センターの使命を果すための研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制の強化を図る。</p>
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進  センターにおける基礎研究成果を着実に知的財産につなげるため、知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理する。</p>
(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進

<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究(治験を含む。)を推進する。そのため、センターで実施される臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。</p> <p>このため、中期目標の期間中に、治験申請から症例登録(First patient in)までを平均60日以内とする。</p>
<p>(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>
<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p>	<p>これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。</p> <p>具体的な記述は別紙1のとおり。</p>
<p>2. 医療の提供に関する事項</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p>
<p>我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、</p>	<p>基本的に病気とは複雑な疾病の複合体であるので、その治療に際しては、高度な専門性と同時に、「こころ」も含め様々な側面から患者を診るための総合診療能力、救急医療を含む診療体制、並びに質の高い人材の育成及び確保が要求される。</p> <p>センターは、既に培われた世界的に見ても質の高い医療水準をさらに向上させ、総合医療を基盤とした各診療科の高度先駆的な医療を提供する。</p> <p>特に、センターのミッションである感染症その他の疾患のための質の高い医療の提供を行うことにより、医療の標準化を図り、他施設にモデルとなる科</p>

<p>国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、</p>	<p>学的根拠を集積し、我が国の医療の標準化・均てん化を推進する。</p>
	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>
	<p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対応するため、臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を含めた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、個々の病態に即した高度先駆的な医療の提供を行う。</p> <p>また、HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間 150 例以上提供する。</p>
	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。</p>
	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p>
<p>① 患者の自己決定への支援</p> <p>患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう、患者・家族に必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化に努めるとともに、患者のプライバシー保護に努める。</p> <p>このため、患者に対する相談支援を行うための窓口を設置する。</p> <p>また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオンを年間 180 件以上実施する。</p>	
<p>② 患者等参加型医療の推進</p> <p>患者の視点に立った医療の提供を行うため、定期的に患者満足度調査を実施し、その結果を業務の改善に活用すること、及びご意見箱を活用するなど、患者の意見を反映しつつ医療の取り組みを着実に実施するとともに、患者サービスの改善について積極的な推進を図る。</p>	

チーム医療の推進、

入院時から地域ケアを見通した医療の提供、

医療安全管理体制の充実、

客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

地域のニーズに即した質の高い救急医療を提供すること。

また、ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努める。
③ チーム医療の推進 センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。
④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関(かかりつけ医)への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。 また、地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。
⑤ 医療安全管理体制の充実 センターの医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。 また、院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。 専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化する。 このため、医療安全研修会・感染症対策研修会を年 3 回以上開催する。 また、医療安全に関するマニュアルを年 1 回改訂する。
⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。
(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供
① 救急医療の提供

<p>特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実に行うこと。</p>	<p>三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。 特に、国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。</p> <p>② 国際化に伴い必要となる医療の提供 渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図る。</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p>
<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、</p> <p>モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。 また、世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。</p> <p>(2)モデル的研修・講習の実施</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施する。 また、センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催する。</p>
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p>
<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p>	<p>(1)ネットワーク構築の推進</p> <p>感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連</p>

<p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。</p> <p>また、HPアクセス数を、年間 1,000 万PV以上とする。</p>
<p>5. 国への政策提言に関する事項</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p>
<p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>
<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>
<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。</p> <p>また、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。</p>
<p>(2) 国際貢献</p>	<p>(2) 国際貢献</p>
<p>我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p>	<p>開発途上国における保健システム(母子保健、感染症対策等を含む。)の推進を図るため、中期目標の期間中、5年間に 400 人以上の専門家を派遣し技術協力を行う。</p> <p>また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ 800 人以上受入れる。</p> <p>緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構(JICA)等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施する。</p> <p>広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。</p> <p>また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発</p>



	途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。
(3) HIV・エイズ	(3) HIV・エイズ
<p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 89 号)に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p>	<p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 89 号)に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図る。</p>
(4) 看護に関する教育及び研究	(4) 看護に関する教育及び研究
<p>国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行うこと。</p>	<p>国立看護大学校においては、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎年開催する。</p> <p>また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。</p> <p>さらに、看護研究活動を推進する。</p>
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 効率的な業務運営に関する事項	1. 効率的な業務運営に関する事項
<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつ</p>	<p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつ</p>

<p>つ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p>	<p>つ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づき平成 22 年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p>
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p>	<p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p> <p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>
<p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p>	<p>② 材料費の節減</p>

	医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。
③ 一般管理費(退職手当を除く。)について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減	③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。
	④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。
④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保	⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。  ※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率〇〇%
2. 電子化の推進	2. 電子化の推進
業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	(1)電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。 また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。
	(2)財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

<p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>
<p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p>	<p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>
<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p>
<p>感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p>	<p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p>
<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p>
<p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額</p>
	<p>1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p>

	(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画
	なし
	第6 剰余金の使途
	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項	1. 施設・設備整備に関する計画
施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
2. 人事の最適化に関する事項	2. 人事システムの最適化
センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。	職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。
	3. 人事に関する方針
	(1) 方針
	良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに

	<p>に、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>
	<p>(2) 指標</p>
	<p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 1,527 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み</p> <p style="text-align: right;">57, 179 百万円</p>
<p>3. その他の事項</p>	<p>4. その他の事項</p>
<p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>

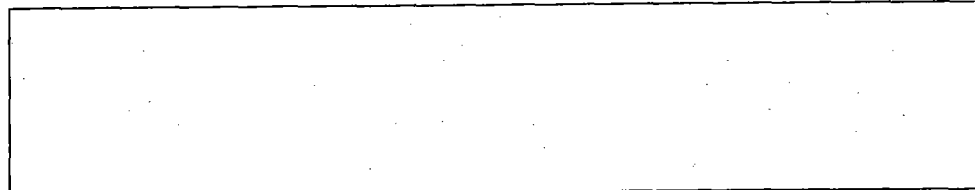
担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方
<p>近年におけるグローバル化の著しい進展に伴い、世界規模での新興・再興感染症の蔓延やアウトブレイクが危惧されるほか、健康指標の地域間格差の拡大と貧困が深刻化する一方、途上国が近代化を進める中でライフスタイルの変化に伴う糖尿病等生活習慣病の激増も大きな問題となってきた。</p> <p>このため、センターは、エビデンスを着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力部、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療機関、研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図ること。</p> <p>また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進や、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進すること。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>センターは、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法を開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図る。</p> <p>また、エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的根拠を着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。</p> <p>このため、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で 10%以上の増加を図ることとする。</p>
2. 具体的方針	2. 具体的方針
(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究
<p>① 感染症その他の疾患の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、感染症その他の疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進</p>	<p>① 疾患の本態解明</p> <p>感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HIV の新規感染者の薬剤耐性に関する研究等、病態及び免疫に関</li> </ul>

<p>する。</p>	<p>する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究</li> <li>・ 糖尿病について、発症機序並びに関連遺伝子と生体指標に関する研究</li> <li>・ ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子と宿主側因子の解明等の研究</li> <li>・ 免疫に関連する疾患の病因解明の基盤となる研究</li> </ul>
<p>② 感染症その他の疾患の実態把握</p> <p>我が国の感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による感染症その他の疾患のリスク・予防要因の究明等、感染症その他の疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 疾患の実態把握</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進めるとともに、ウイルス性肝炎の感染状況やインターフェロン治療に関する実態把握を行う。</p> <p>疫学研究により、罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータを分析し、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施する。</p>
<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下の研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HIV・エイズについて、効果的な患者教育や国民に対する予防啓発等に関する研究や、新たな治療法の開発に資する臨床研究</li> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究</li> <li>・ 糖尿病について、患者個人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究</li> <li>・ 肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す研究</li> <li>・ 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究</li> </ul>



	<p>また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。</p>
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略(基本方針)」(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 10%以上の増加を図ること。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)の実現を目指し、以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HIV・エイズについて、国内未承認の医薬品、医療機器に関する臨床研究</li> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断検査薬や治療薬等に関する研究</li> <li>・ 糖尿病の医薬品開発に資する研究・肝疾患の診断法及び治療法の確立を目指す研究(再掲)</li> </ul> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 10%以上の増加を目指す。</p>
<p>(2)均てん化に着目した研究</p>	<p>(2)均てん化に着目した研究</p>
<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行うとともに、以下の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HIV・エイズについて、包括ケア及び長期療養に必要なプロトコールの作成</li> <li>・ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるガイドラインの作成</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究</li> <li>次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。</li> </ul>
<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>感染症その他の疾患に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p> <p>ア 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発</p> <p>医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。</p> <p>イ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療・研究に対する理解を支援する方法の開発</p> <p>患者・家族・国民等に対して、感染症その他の疾患の予防、早期発見、診断、治療、研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。</p>
<p>(3) 国際保健医療協力</p>	<p>(3) 国際保健医療協力に関する研究</p>
<p>国際保健医療協力を推進するため、関係機関と連携し、以下の研究を推進する。</p>	
<p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究</p> <p>世界的な健康格差の是正に向け、国際保健医療協力を効果的に行うために必要な研究を推進する。</p>	<p>開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途</p>



② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究

国内外の関係機関等との情報共有及び共同事業の実施等諸協力を推進するため、国際保健分野のネットワーク強化に必要な研究を実施する。

上国における感染症制御に必要なシステム、妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施する。

国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	41,571
施設整備費補助金	1,666
長期借入金等	6,524
業務収入	118,421
その他収入	18,298
計	186,480
支出	
業務経費	145,408
施設整備費	23,354
借入金償還	4,193
支払利息	1,793
その他支出	4,970
計	179,719

(注1)計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2)診療報酬改定は考慮していない。

(注3)給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4)このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## [人件費の見積り]

期間中総額57,179百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

## [運営費交付金の算定ルール]

## 【運営費交付金の算定方法】

平成22年度は、業務の実施に要する経費を個々に見積り算出する。平成23年度以降、これを基礎として以下の算定ルールにより決定。

## 【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)について、以下の数式により決定する。

$$(A) = [A(a) \times \alpha 1] + [A(b) \times \alpha 2] + [A(c) \times \alpha 3] \times \beta + (B) + (C)$$

A(a): 前年度における一般管理費(運営基盤経費)に係る運営費交付金

A(b): 前年度における専門医師等育成事業に係る運営費交付金

A(c): 前年度における一般管理費(運営基盤経費)、専門医師等育成事業及び退職手当を除く運営費交付金

$\alpha 1$ : 一般管理費(運営基盤経費)に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な計数値を決定する。

$\alpha 2$ : 専門医師等育成事業に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 3$ : 一般管理費(運営基盤経費)、専門医師等育成事業経費及び退職手当を除く運営費交付金に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\beta$ : 政策係数。法人の業務の進捗状況や財務状況、政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

B: 退職手当相当額。毎年度の予算編成において決定する。

C: 特殊要因経費。法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

## 【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数】

$\alpha 1$ : 0.97と置く。

$\alpha 2$ : 1.00と置く。

$\alpha 3$ : 0.99と置く。

$\beta$ : 1.00と置く。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>165,292</u>
經常費用	<u>163,680</u>
業務費用	161,665
給与費	76,733
材料費	34,578
委託費	13,715
設備関係費	17,820
その他	18,819
財務費用	1,793
その他經常費用	222
臨時損失	<u>1,611</u>
収益の部	<u>163,841</u>
經常収益	<u>163,797</u>
運営費交付金収益	41,571
業務収益	121,741
医業収益	115,423
研修収益	41
研究収益	4,974
教育収益	1,302
土地建物貸与収益	200
宿舍貸与収益	261
その他經常収益	24
臨時利益	<u>44</u>
純利益	$\Delta$ 1,450
目的積立金取崩額	0
総利益	$\Delta$ 1,450

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>186,480</u>
業務活動による支出	<u>147,201</u>
研究業務による支出	7,788
臨床研究業務による支出	10,726
診療業務による支出	98,871
教育研修業務による支出	8,921
情報発信業務による支出	984
国際協力業務による支出	3,511
国立看護大学校業務による支出	4,751
その他の支出	11,649
投資活動による支出	<u>23,354</u>
財務活動による支出	<u>9,163</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>6,762</u>
資金収入	<u>186,480</u>
業務活動による収入	<u>160,477</u>
運営費交付金による収入	41,571
研究業務による収入	1,113
臨床研究業務による収入	2,907
診療業務による収入	113,058
教育研修業務による収入	41
国立看護大学校業務による収入	1,302
その他の収入	485
投資活動による収入	<u>1,666</u>
施設費による収入	1,666
財務活動による収入	<u>9,508</u>
長期借入による収入	6,524
その他の収入	2,983
前期よりの繰越金	<u>14,829</u>

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入に依っているため、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

（注3）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## 施設・設備に関する計画

国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患及び国際保健医療協力を重点分野としつつ、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制のもと、チーム医療を前提とした、質の高い全人的な高度専門・総合医療の実践とその均てん化、及び疾病の克服を目指す臨床開発研究を実施するために、医療面の高度化や経営面の改善及び患者の療養改善が図れるよう、必要な整備のための投資を行うものとする。

なお、自己財源である診療収入は、医療環境の変化や経営状況等により変動することから確定した計画ではないものである。

また、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修が追加されることもある。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
施設設備整備  (内訳) 教育研修棟整備 (戸山) 外来棟改修整備 (戸山) 放射線治療棟改修工事 (戸山) 外来管理棟整備 (国府台)	8,120	長期借入金等、施設整備補助金
医療機器整備  (内訳) ガンマカメラ (国府台)	70	長期借入金等
合 計	8,190	

## 独立行政法人国立成育医療研究センターの中期目標、中期計画



独立行政法人国立成育医療研究センター中期目標	独立行政法人国立成育医療研究センター中期計画
<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づき平成 22 年 4 月 1 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立成育医療研究センターの中期目標を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立成育医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立成育医療研究センター 理事長 加藤 達夫</p>
前文	前文
<p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は、受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進する目的で平成 14 年に設立された国立成</p>	<p>独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るリプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患(以下「成育疾患」という。)に対する研究及び医療を推進する目的で平成 14 年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成やこの領域に関する国内外の情報の集積・発信及び政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、事業体として、業務運営の効率化に取り組むとともに、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む患者に対し、安全性と有効性を十分に検証しつつ高度先駆的医療の開発及び提供を行う。同時に小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、包括的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していく。</p>

<p>育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成、この領域に関する情報の収集及び発信並びに政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、病院と研究所が一体となり、日本人のエビデンスの収集や、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を十分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。</p>	
<p>第1 中期目標の期間</p>	<p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>
<p>センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。</p>	
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p>
	<p>センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。</p>
<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>
<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p>	
<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図</p>

	<p>るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。</p> <p>これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 30%以上増加させる。</p>
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成 19 年 4 月 26 日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>② 産官学等との連携強化</p> <p>ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。</p> <p>これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。</p>
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>戦略的に研究・開発（研究開発費を含む。）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。</p>
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことにより社会還元を努める。</p> <p>このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。</p>
<p>(2)病院における研究・開発の推進</p>	<p>(2)病院における研究・開発の推進</p>
<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センターにおいて、治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨</p>

	<p>床研究及び治験等を推進するため、センターで実施される治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努める。</p>
	<p>② 倫理性・透明性の確保  臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。  この推進に当たり、倫理委員会及び IRB における審査した研究に関する情報を年 12 回以上更新する。  また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。</p>
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>
<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p>	<p>成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。  具体的には別紙1に記述する。</p>
<p>2. 医療の提供に関する事項</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p>
<p>我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年 1 月 29 日閣議決定)に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、</p>	<p>成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をはぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。  センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。  また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。</p>
<p>国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p>	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>
	<p>① 高度先駆的な医療の提供</p>

また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、

チーム医療の推進、

入院時から地域ケアを見通した医療の提供、

<p>成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。</p>
<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。</p>
<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p>
<p>① 患者等参加型医療の推進</p> <p>良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。</p> <p>また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努める。</p> <p>このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p> <p>さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を定期的実施し、その結果をもって業務の改善に努める。</p>
<p>② チーム医療の推進</p> <p>成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。</p>
<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。</p> <p>また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的</p>

	<p>な医療を提供するための体制の構築を推進する。  このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上増加させる。</p>
<p>医療安全管理体制の充実、</p>	<p>④ 医療安全管理体制の充実  センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、医療安全管理委員会を最低月 1 回開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。</p>
<p>客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p>	<p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価  患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行する。</p>
<p>子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療  子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。</p>
<p>周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>② 周産期・小児医療における中核的な役割  周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。  小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割</p>

	を果たす。
3. 人材育成に関する事項	3. 人材育成に関する事項
<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、</p> <p>モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	(1)リーダーとして活躍できる人材の育成
	<p>成育医療に対する研究・医療の専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。)の育成を積極的に行う。</p> <p>センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。</p> <p>また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。</p>
	(2)モデル的研修・講習の実施
	<p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。</p> <p>このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催する。</p>
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項
<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が成育医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の成育医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	(1)ネットワーク構築の推進
	<p>成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。</p>
	(2)情報の収集・発信
	<p>成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。</p>
5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項
医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即	我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、か

<p>したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>つ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>
<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>
<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。</p>
<p>(2) 国際貢献</p>	<p>(2) 国際貢献</p>
<p>我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p>	<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p>
<p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の</p>	<p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づき平成 22 年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p>



人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

その際、併せて、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 副院長複数制の導入  
特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

② 事務部門の改革  
事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し

① 給与制度の適正化  
給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。

② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化

② 材料費の節減  
医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。

③ 一般管理費(退職手当を除く。)について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減

③ 一般管理費の節減  
平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。

	<p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p>
<p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率〇〇%</p>
2. 電子化の推進	2. 電子化の推進
<p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	(1) 電子化の推進による業務の効率化
	<p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p>
	(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施
	<p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	3. 法令遵守等内部統制の適切な構築
<p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画

<p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p>	<p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>
<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p>
<p>成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p>	<p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p>
<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p>
<p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1) 予 算 別紙2  (2) 収支計画 別紙3  (3) 資金計画 別紙4</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額</p>
	<p>1. 限度額 2,100百万円  2. 想定される理由  (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応  (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応  (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>
	<p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p>
	<p>なし</p>
	<p>第6 剰余金の使途</p>
	<p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>

第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項	1. 施設・設備整備に関する計画
施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
2. 人事の最適化に関する事項	2. 人事システムの最適化
<p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>
	3. 人事に関する方針
	(1) 方針
	<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>
	(2) 指標
	センターの平成 22 年度期首における職員数を 751 人とするものの、医

	<p>師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み</p> <p style="text-align: right;">31, 524百万円</p>
<p>3. その他の事項</p>	<p>4. その他の事項</p>
<p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。</p> <p>こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、育成するために特に治療を必要とするもの(以下「成育疾患」という。)に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。</p> <p>このため、センターは、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>そこで、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図る。</p> <p>また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加させる。</p>
<p>2. 具体的方針</p>	<p>2. 具体的方針</p>
<p>(1) 疾病に着目した研究</p>	<p>(1) 疾病に着目した研究</p>
<p>① 成育疾患の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>① 疾患の本態解明</p> <p>成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。</p> <p>また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズ</p>

	<p>ムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。</p>
<p>② 成育疾患の実態把握</p> <p>我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 成育疾患の実態把握</p> <p>我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。</p> <p>具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また基礎研究を組み合わせることにより、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。</p>
<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。</p> <p>成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。</p> <p>成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。</p> <p>小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。</p> <p>また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。</p>
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略(基本方針)」(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やか</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につながるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。</p>

<p>に臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成 21 年度に比し、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図る。</p>
<p>(2)均てん化に着目した研究</p>	<p>(2)均てん化に着目した研究</p>
<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要の研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に 3 件申請を目指す。</p> <p>次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。</p>
<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>成育医療に関する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p> <p>ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進</p> <p>患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する理解を支援</p>



	<p>するために、必要な情報やその発信方法について、研究するとともに実践する。</p> <p>イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進  科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。  さらに、成育医療の適正化のための医療経済学的研究推進により、不採算部門となっている小児・産科医療費の適正化に資する政策提言について検討する。</p> <p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進  妊娠と薬情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来及び相談窓口の設置と展開により、情報収集と情報提供による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。</p>
--	---

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	24,665
長期借入金等	170
業務収入	68,527
その他収入	5,018
計	98,380
支出	
業務経費	83,114
施設整備費	5,754
借入金償還	3,366
支払利息	707
その他支出	2,835
計	95,775

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）診療報酬改定は考慮していない。

（注3）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注4）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## [人件費の見積り]

期間中総額31,524百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

## [運営費交付金の算定ルール]

## 【運営費交付金の算定方法】

平成22年度は、業務の実施に要する経費を個々に見積り算出する。平成23年度以降、これを基礎として以下の算定ルールにより決定。

## 【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)について、以下の数式により決定する。

$$(A) = \{ [A(a) \times \alpha 1] + [A(b) \times \alpha 2] + [A(c) \times \alpha 3] \} \times \beta + (B) + (C)$$

A(a)：前年度における一般管理費（運営基盤経費）に係る運営費交付金

A(b)：前年度における専門医師等育成事業に係る運営費交付金

A(c)：前年度における専門医師等育成事業、一般管理費（運営基盤経費）及び退職手当を除く運営費交付金

$\alpha 1$ ：一般管理費（運営基盤経費）に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な計数値を決定する。

$\alpha 2$ ：専門医師等育成事業に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 3$ ：一般管理費（運営基盤経費）、専門医師等育成事業経費及び退職手当を除く運営費交付金に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\beta$ ：政策係数。法人の業務の進捗状況や財務状況、政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

B：退職手当相当額。毎年度の予算編成において決定する。

C：特殊要因経費。法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

## 【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的な係数】

$\alpha 1$ ：0.97と置く。

$\alpha 2$ ：1.00と置く。

$\alpha 3$ ：0.99と置く。

$\beta$ ：1.00と置く。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>95,081</u>
経常費用	<u>95,043</u>
業務費用	94,323
給与費	43,319
材料費	17,153
委託費	9,190
設備関係費	12,732
その他	11,929
財務費用	707
その他経常費用	13
臨時損失	<u>39</u>
収益の部	<u>95,611</u>
経常収益	<u>95,572</u>
運営費交付金収益	24,170
資産見返運営費交付金戻入	223
業務収益	70,599
医業収益	66,068
研修収益	40
研究収益	4,490
土地建物貸与収益	114
宿舍貸与収益	441
その他経常収益	24
臨時利益	<u>39</u>
純利益	530
目的積立金取崩額	0
総利益	530

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>98,380</u>
業務活動による支出	<u>83,821</u>
研究業務による支出	6,150
臨床研究業務による支出	8,712
診療業務による支出	55,876
教育研修業務による支出	7,119
情報発信業務による支出	872
その他の支出	5,093
投資活動による支出	<u>5,754</u>
財務活動による支出	<u>6,201</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>2,605</u>
資金収入	<u>98,380</u>
業務活動による収入	<u>93,772</u>
運営費交付金による収入	24,665
研究業務による収入	1,123
臨床研究業務による収入	3,292
診療業務による収入	64,072
教育研修業務による収入	40
その他の収入	580
投資活動による収入	<u>0</u>
財務活動による収入	<u>2,574</u>
長期借入による収入	170
その他の収入	2,404
前期よりの繰越金	<u>2,035</u>

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

（注3）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## 施設・設備に関する計画

国立成育医療研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、医療機器等及び施設設備整備について、研究・医療の高度化、経営面の改善及び患者の療養環境の改善を図るために必要な投資を行うものとする。

なお、本計画は、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
医療機器等整備	170	長期借入金等
合 計	170	

## 独立行政法人国立長寿医療研究センターの中期目標、中期計画

独立行政法人国立長寿医療研究センター中期目標	独立行政法人国立長寿医療研究センター中期計画
<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づき平成 22 年 4 月 1 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立長寿医療研究センターの中期目標を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立長寿医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立長寿医療研究センター 理事長 大島 伸一</p>
前文	前文
<p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成 16 年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究並びに高齢者に特有な疾病に関する包括的な医療、看護、リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p>	<p>独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成 16 年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究、高齢者に特有な疾病に関する包括的医療、看護・リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p> <p>我が国における、世界に例を見ない急速な少子高齢化を踏まえ、国立長寿医療センターはこれまで、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)に関し、診断・治療、調査・研究、技術者の研修を行うとともに、加齢に伴って生ずる心身の変化に関し調査・研究を行ってきた。</p> <p>一方で、急速に進行する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに、老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠であり、センターは、健康長寿社会を実現するための医療上の諸課題を着実に解決するため、老人保健及び福祉とも連携し、その中核的役割を果たしていく必要がある。</p> <p>このため、センターは、事業体として、業務運営の効率化に取り組むとともに、加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究、技術の開発や、これらに</p>

<p>急速に進展する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠である。</p> <p>また、「新成長戦略(基本方針)」(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定。以下「新成長戦略」という。)においては、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会の構築を目指すこととされている。</p> <p>センターは、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たすことが求められている。</p>	<p>密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うとともに、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを使命として、国内外の研究機関・医療機関・学会等と連携し、長寿医療に関する国際水準の成果を継続して生み出していく。</p>
<p>第1 中期目標の期間</p>	
<p>センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。</p>	<p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
	<p>センターが国際水準の研究を展開しつつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。</p> <p>これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。</p>
<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p>
<p>(1)臨床を志向した研究・開発の推進</p>	<p>(1)臨床を志向した研究・開発の推進</p>
<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p>	



<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 臨床現場における課題を克服するための基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ反映させるため、研究所と病院との合同会議や共同研究の推進等により、人的交流を図るとともに、各部署の高度な専門性に基づいた連携を推進する。 これにより、病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20% 増加させる。</p>
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成 19 年 4 月 26 日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>② 産官学等との連携強化 国内外の産業界、研究機関、治験実施医療機関等とも、共同研究・受託研究の推進等により、各組織の高度な専門性に基づいた連携を図るため、「医療クラスター」の形成等、研究の基盤となる体制を整備する。 これにより、企業との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20% 増加させる。 また、治験実施数(国際共同治験を含む。)を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10% 増加させる。</p>
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 倫理委員会、共同研究・受託研究審査委員会、長寿医療研究開発費評価委員会等の活用により、研究・開発についての企画・評価体制を整備する。</p>
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 研究・開発の成果を確実に知的財産に結びつけるため、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)及び「知的財産推進計画」を踏まえつつ、研究開発成果の流出に対する防止策の構築、職員に対する知財教育の実施、研究者への相談支援機能の充実等により、効果的な知的財産の管理を強化するとともに、産業界との連携等により、知的財産の活用を推進する。 このため、職務発明委員会を随時開催するとともに、同委員会にお</p>

	る審査件数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%増加させる。
(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進
治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。	<p>① 臨床研究機能の強化 治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、薬事・規制要件の専門家を含めた治験業務に携わる人材の充実をはじめとした、治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保 倫理委員会等の機能強化のため、臨床研究により発生しうる有害事象等安全性に関わる課題に関し、医療安全委員会等との情報共有等による連携を推進する。 倫理性・透明性確保のため、臨床研究等に携わる職員に対する教育の実施等により、職員の意識向上のための機会を確保する。 また、臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげる。 これらの取り組みと併せ、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示することにより、治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努める。</p>
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。	これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。 具体的な方針については別紙1のとおり。
2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「高齢社会対策大綱」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定)に定める「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」の構築を目指し、	高齢者に特有な疾患に関する高度先駆的医療技術を提供するとともに、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を行う。

国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

センターの研究成果や、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約し、高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を提供する。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

研究所と病院の連携による臨床研究の成果を踏まえ、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行う。

具体的には、既に有効性が示されている既存の医療技術についても、高齢者に安全な低侵襲手技による手術、高齢者に最適な薬物療法等、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を目指す。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

① 患者の自己決定への支援

患者・家族に対する説明に当たっては、標準的な医療はもとより、高度先駆的な医療技術であっても平易な説明に努めることにより情報の共有化に努め、高齢者である患者自身やその家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援する。

また、セカンドオピニオン外来を設置し、患者・家族の相談に対応する。

② 患者等参加型医療の推進

患者等参加型医療及びセルフマネジメントの推進の観点から、ホームページによる患者向け情報の発信や、リーフレットの配布等により、患者の医療に対する理解を支援する機会を提供する。

また、定期的な患者満足度調査の実施、日常的な患者・家族からの意見収集等をもとに、診療等業務の改善を行い、患者の視点に立った

チーム医療の推進、

入院時から地域ケアを見通した医療の提供、

医療安全管理体制の充実、

客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進すること。

良質かつ安心な医療の提供に努める。
③ チーム医療の推進 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行う。 このため、多職種から構成される院内診療チームの合同カンファレンス、合同回診等を、週1回以上開催する。
④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 医療の提供に必要なネットワークの構築に努め、急性期の受入れから、回復期、維持期、再発防止まで一貫した包括的なプログラムに基づく医療を提供するとともに、患者に対し切れ目なく適切な医療を提供できるよう、紹介先医療機関等の確保に努め、入院から地域ケアまで見通した医療の提供を行う。
⑤ 医療安全管理体制の充実 医療事故報告の有無に関わらず、医療安全管理部門が定期的に病院内の安全管理体制を検証し、その改善のための対策を立案し、各部門に対して助言を行う等、医療安全管理を統括、監督する体制を充実する。 また、医療安全管理部門の担当者は、関係法令、各種指針等によって、病院各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、日常的な医療安全の管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。
⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。
(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供
① 認知症に関する医療及び包括的支援の提供 認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するため、医療と介護

<p>高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。</p> <p>患者に対するインフォームドコンセント等におけるモデル的な終末期医療の提供を行うこと。</p>	<p>等の連携を推進するとともに、センターにおいて、地域の医療施設、介護施設、自治体関係者等と連携し、認知症に対するモデル的な医療を提供する。</p> <p>このため、医療者、介護者、家族等を交えたカンファレンスの開催件数を、中期目標の期間中、平成21年度に比べ10%増加する。</p> <p>② モデル的な在宅医療支援の提供</p> <p>患者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、全国を代表する在宅医療関係者等との連携等により、モデル的な在宅医療を推進する。</p> <p>また、センターにおいて、在宅医療支援病棟を中心に、モデル的な在宅医療支援を提供する。</p> <p>このため、在宅医療支援病棟の新入院患者数を、中期目標の期間中、平成21年度に比べ20%増加させる。</p> <p>③ モデル的な終末期医療の提供</p> <p>終末期医療についての国民のコンセンサスの形成に資するよう、センターにおいて、モデル的な終末期医療のあり方について検討し、提供する。</p>
<p>3. 人材育成に関する事項</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p>
<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、長寿医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、</p> <p>モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>レジデント等の若手医療従事者、流動研究員等の若手研究者に対する教育・指導体制の充実により、長寿医療分野において将来専門家として活躍する人材の育成を推進する。</p> <p>また、センター職員に対する長寿医療分野に関する教育機会を確保する。</p> <p>さらに、老年医療に関する医学生向けセミナー等を、年1回以上開催する。</p> <p>(2)モデル的研修・講習の実施</p> <p>長寿医療の均てん化の推進を目的として、長寿医療に携わる医療従事</p>

	<p>者を対象としたモデル研修・講習を実施することとし、特に認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するために、全国各地で認知症患者の地域支援の調整等に携わる医師を対象とした研修等により、医療と介護等の連携を推進する。</p> <p>これにより、医療従事者のニーズを踏まえた、医療従事者向け研修会を、年1回以上開催するとともに、修了者数を年20名以上とする。</p>
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項
<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が長寿医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の長寿医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	(1) ネットワーク構築の推進
	<p>長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習等を通じ、全国の中核的な医療機関等との連携を推進する。</p> <p>また、認知症サポート医養成研修会を、年5回以上開催するとともに、修了者数を年300名以上とする。</p>
	(2) 情報の収集・発信
	<p>医療従事者や患者・家族が長寿医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、センターが国内外から収集、整理及び評価した長寿医療に関する最新の知見や、センターが開発する高度先駆的医療や標準的医療等に関する情報について、インターネットの活用等により国民向け・医療機関向けの広報を行う。</p>
5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項
<p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、長寿医療分野において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>また、専門的提言の実施に必要な知見を集積するため、科学的根拠に基づいた検討の基盤となる社会医学研究等の推進を図る。</p>
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項
(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応	(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に積極的に協力するとともに、センターの有する医療資源(施設・設備及び人材等)の提供等、協力可能な範囲で迅速かつ適切に対応する。</p>
<p>(2)国際貢献</p>	<p>(2)国際貢献</p>
<p>我が国における長寿医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者の継続的な受入れ等、長寿医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。 また、長寿医療に関する国際シンポジウムを、年1回以上開催する。</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p>	<p>1. 効率的な業務運営に関する事項、</p>
<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和23年法律第205号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を</p>	<p>(1)効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法(昭和23年法律第205号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p>

<p>行うこと。</p>	<p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p>
	<p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p>
	<p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>
<p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p>	<p>② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p>
<p>③ 一般管理費(退職手当を除く。)について、平成 21 年度に比し、中期目標期間の最終年度において 15%以上の削減</p>	<p>③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。</p>
<p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改</p>	<p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保</p>



<p>善等収入の確保</p>	<p>医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。</p> <p>また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成 21 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点)医業未収金比率〇〇%</p>
<p>2. 電子化の推進</p>	<p>2. 電子化の推進</p>
<p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>(1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p>
<p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>
<p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p>	<p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>

1. 自己収入の増加に関する事項	1. 自己収入の増加に関する事項
長寿医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。
2. 資産及び負債の管理に関する事項	2. 資産及び負債の管理に関する事項
センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4
	第4 短期借入金の限度額
	1. 限度額 1,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画
	なし
	第6 剰余金の使途
	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項	1. 施設・設備整備に関する計画
施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のお

<p>効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p>	<p>りとする。</p>
<p>2. 人事の最適化に関する事項</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p>
<p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>
	<p>3. 人事に関する方針</p>
	<p>(1) 方針</p>
	<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>
	<p>(2) 指標</p>
<p>センターの平成 22 年度期首における職員数を 434 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p>	

	(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 16,022百万円
3. その他の事項	4. その他の事項
<p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方
<p>加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)を克服するため、センターは、病院、研究所の連携を基盤としながら、国内外の医療機関、研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図りつつ、認知症や運動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発までを総合的に進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)を克服するため、センターの前身である国立長寿医療センターにおける研究・開発の成果を踏まえつつ、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、認知症や運動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>また、これらの研究・開発を、長寿医療分野において発展させるための手段の一つとして、活発な論文発表や学会発表等を通じ、その成果を、内外の研究者や医療関係者に対してのみならず、社会全体に対し広く発信していく。</p> <p>このため、英文・和文の原著論文発表総数を、中期目標期間に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。</p> <p>また、国内・国際学会における発表(講演を含む。)数を、中期目標期間に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。</p>
2. 具体的方針	2. 具体的方針
(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究
<p>① 加齢に伴う疾患の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、アルツハイマー病や骨粗鬆症等加齢に伴う疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>① 加齢に伴う疾患等の本態解明</p> <p>認知症を来す代表的疾患であるアルツハイマー病、血管性認知症等の予防法及び治療法の開発に必須となる認知症の発症メカニズムの解明に関する研究を行う。</p> <p>また、高齢者の代表的運動器疾患である骨粗鬆症等の発症メカニズ</p>

	<p>ムの解明に関する研究を行う。</p> <p>その他、加齢に伴って生ずる心身の変化のメカニズムの解明を推進するため、生体防御機能、感覚神経機能、脂肪代謝機能等の生体機能の加齢に伴う変化を分子レベル、細胞レベル及び個体レベルで研究する。</p>
<p>② 加齢に伴う疾患の実態把握</p> <p>我が国の加齢に伴う疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による加齢に伴う疾患のリスク・予防要因の究明等、加齢に伴う疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 加齢に伴う疾患の実態把握</p> <p>その他の重点的な研究課題として、加齢に伴って生じる心身の変化及び加齢に伴う疾患の実態を把握するため、加齢変化を医学、心理学、運動生理学、栄養学等の広い分野にわたって長期的に調査・研究する。</p> <p>ア 日本人の老化に関するデータの収集・公表・提供</p> <p>無作為抽出された地域住民 2,400 名の老化に関するデータを平成 9 年から 2 年ごとに調査しており、これらの日本人の老化に関する基礎データ収集を継続的に運用するとともに、その分析結果等の研究成果について、国民にわかりやすい形で提供する。</p> <p>イ 高齢者のQOLに重点を置いた臨床研究の推進</p> <p>高齢者総合機能評価(CGA)の体系的な実施や、高齢者コホート調査の確立・運用により、高齢者の様々な態様に応じた、疾患ごとのアウトカムとして QOL により重点を置いた臨床研究を推進する。</p>
<p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>加齢に伴う疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオ</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>認知症や運動器疾患等の加齢に伴う疾患の予防法の開発を行うとともに、これら疾患の発生原因ともなりうる、日常生活の自立度の低下を防ぐための研究を行うとともに、既存の予防手法について、適切な評価指標を用い、有効性と安全性を検証するための研究を行う。</p> <p>アルツハイマー病等の認知症の早期診断や治療評価の指標となる画像診断法やバイオマーカー等の開発を推進するとともに、分子メカニ</p>

<p>リソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>ズムに着目した根治的治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、加齢に伴う運動器疾患等の治療法の開発に資する研究を推進するとともに、高齢者の機能回復のため、高齢者のQOLを損ねる口腔機能や排泄機能の障害における再生・再建医療の研究を推進する。</p> <p>さらに、高齢者の薬物動態に応じた投薬量の決定方法の開発、それらに配慮した臨床試験・検査の在り方等についての検討を行う。</p> <p>また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。</p>
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>新成長戦略においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、加齢に伴う疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 10%以上の増加を図ること。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>医薬品及び医療機器の開発を目指した研究を行う。具体的には、認知症関連物質に関わる薬剤の開発、介護機器の安全性評価基準の確立等の研究を推進する。</p> <p>また、これらの研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指した研究を推進し、特に国民の健康への影響が大きい疾患分野については、より積極的に推進する。</p> <p>さらに、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>このため、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数を、中期目標の期間中、平成 21 年度に比べ年 10%以上増加させる。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究</p>
<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>長寿医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>関係学会等との連携により、高齢者に特有な疾患を対象とした、科学的根拠に基づいた診断・治療ガイドラインの作成に取り組む。</p>

	<p>また、長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、研究指導、教育普及の両面から、系統的な教育・研修方法の開発を推進する。</p> <p>さらに、在宅医療に関し、地域における多職種連携の促進・普及のためのカリキュラム開発や、家族介護者の介護負担の軽減に資する研究等を推進する。</p> <p>加えて、連携講座にかかる修士、博士課程を、年 3 名以上修了させる。</p>
<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、患者・家族、国民や医療従事者への啓発・情報提供手法等の研究を推進する。</p> <p>ア 患者・家族、国民に向けた啓発・情報提供手法等の検討</p> <p>認知症、骨粗鬆症等の加齢に伴う疾患の概要や標準的診断法・治療法の解説、研究成果の紹介等、情報発信のあり方に関する研究に取り組む。</p> <p>特に患者に対する啓発手法の研究に当たっては、患者が高齢であることや、認知機能が低下傾向にあること等を踏まえ、対象者及び対象疾患の特性に合わせた効果的な啓発手法の研究を推進する。</p> <p>イ 医療従事者に向けた啓発・情報提供手法等の研究</p> <p>標準的診断法・治療法の解説、エビデンスデータの提供、最新の知見の紹介等、長寿医療の均てん化に資する情報発信のあり方に関する研究に取り組む。</p>



## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	16,956
長期借入金等	263
業務収入	23,539
その他収入	2,985
計	43,743
支出	
業務経費	38,473
施設整備費	3,641
借入金償還	490
支払利息	58
その他支出	469
計	43,132

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## 【人件費の見積り】

期間中総額 16,022百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

## 【運営費交付金の算定ルール】

## 【運営費交付金の算定方法】

平成22年度は、業務の実施に要する経費を個々に見積り算出する。平成23年度以降、これを基礎として以下の算定ルールにより決定。

## 【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)について、以下の数式により決定する。

$$(A) = [A(a) \times \alpha 1] + [A(b) \times \alpha 2] + [A(c) \times \alpha 3] \times \beta + (B) + (C)$$

A(a) : 前年度における一般管理費(運営基盤経費)に係る運営費交付金

A(b) : 前年度における専門医師等育成事業に係る運営費交付金

A(c) : 前年度における専門医師等育成事業、一般管理費(運営基盤経費)及び退職手当を除く運営費交付金

$\alpha 1$  : 一般管理費(運営基盤経費)に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な計数値を決定する。

$\alpha 2$  : 専門医師等育成事業に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 3$  : 一般管理費(運営基盤経費)、専門医師等育成事業経費及び退職手当を除く運営費交付金に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\beta$  : 政策係数。法人の業務の進捗状況や財務状況、政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

B : 退職手当相当額。毎年度の予算編成において決定する。

C : 特殊要因経費。法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

## 【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的な係数】

$\alpha 1$  : 0.97と置く。

$\alpha 2$  : 1.00と置く。

$\alpha 3$  : 0.99と置く。

$\beta$  : 1.00と置く。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>40,940</u>
経常費用	<u>40,889</u>
業務費用	40,769
給与費	20,632
材料費	6,246
委託費	2,465
設備関係費	3,079
その他	8,348
財務費用	58
その他経常費用	61
臨時損失	<u>51</u>
収益の部	<u>40,959</u>
経常収益	<u>40,929</u>
運営費交付金収益	16,373
資産見返運営費交付金戻入	276
業務収益	24,232
医業収益	22,626
研修収益	85
研究収益	1,521
土地建物貸与収益	25
宿舎貸与収益	13
その他経常収益	11
臨時利益	<u>30</u>
純利益	19
目的積立金取崩額	0
総利益	19

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>43,743</u>
業務活動による支出	<u>38,532</u>
研究業務による支出	6,452
臨床研究業務による支出	11,710
診療業務による支出	16,103
教育研修業務による支出	1,122
情報発信業務による支出	237
その他の支出	2,907
投資活動による支出	<u>3,641</u>
財務活動による支出	<u>959</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>611</u>
資金収入	<u>43,743</u>
業務活動による収入	<u>40,544</u>
運営費交付金による収入	16,956
研究業務による収入	607
臨床研究業務による収入	4,048
診療業務による収入	18,801
教育研修業務による収入	83
その他の収入	49
投資活動による収入	<u>0</u>
財務活動による収入	<u>920</u>
長期借入による収入	263
その他の収入	657
前期よりの繰越金	<u>2,279</u>

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

（注3）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## 施設・設備に関する計画

国立長寿医療研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、医療機器等整備について、研究・医療の高度化経営面の改善及び患者の療養環境の改善を図るために必要な投資を行うものとする。

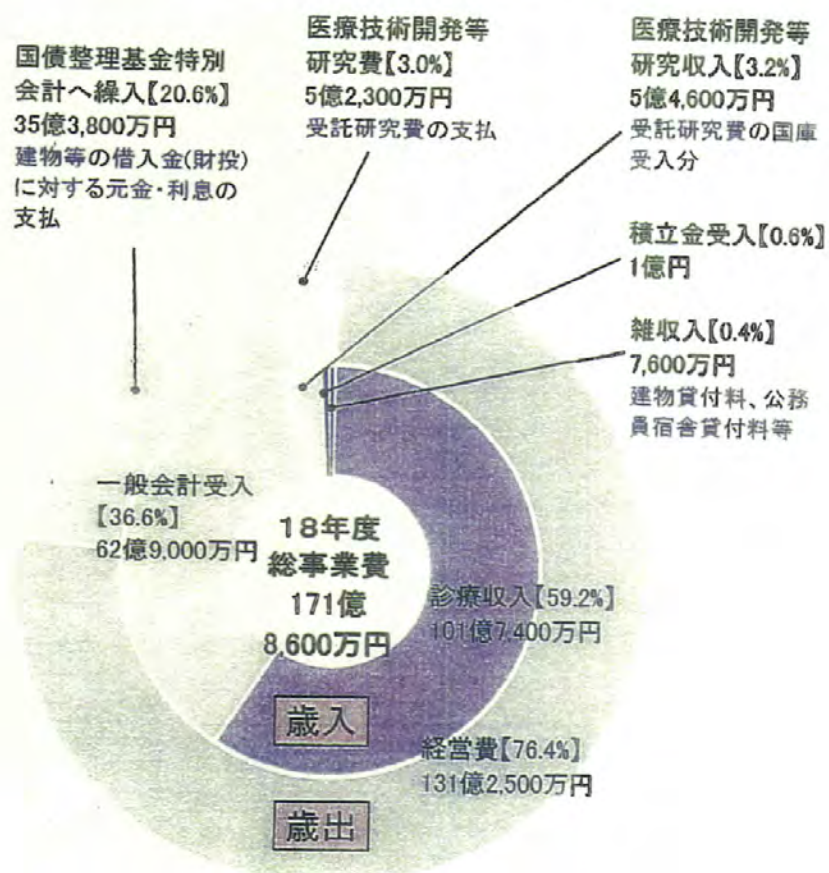
なお、本計画は、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
医療機器等整備	263	長期借入金等
合 計	263	

国立成育医療センター運営経費等について

国立成育医療センター運営経費(国立高度専門医療センター特別会計)平成18年度・19年度

平成18年度



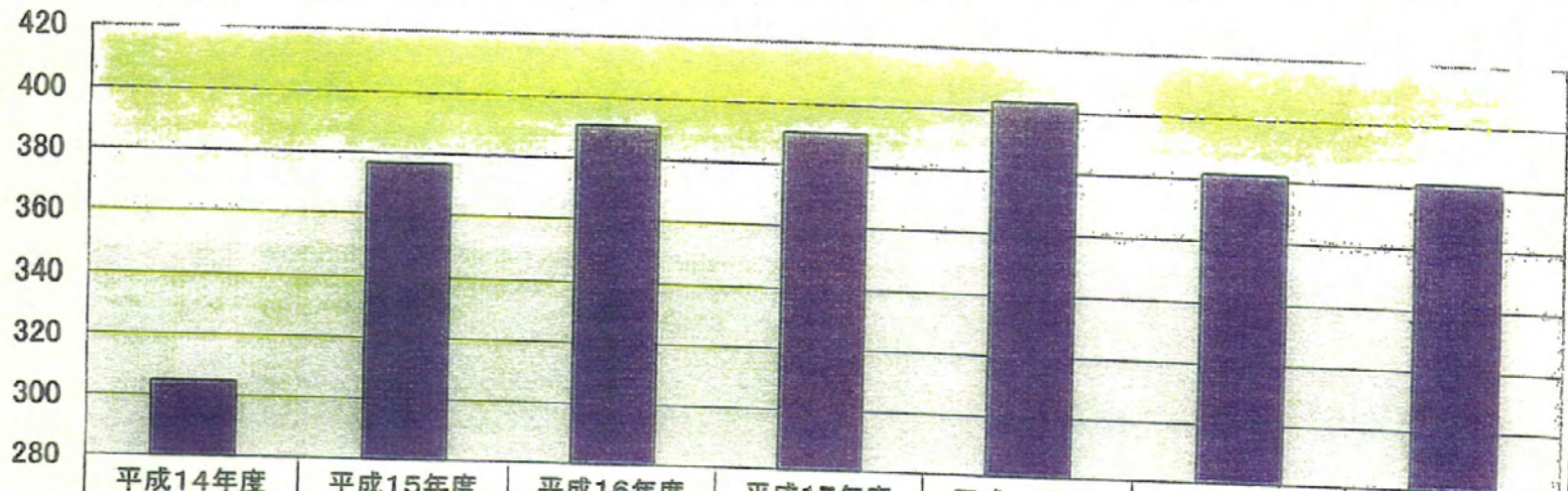
平成19年度



※平成20年3月31日現在 借入金残高 432億5,900万円

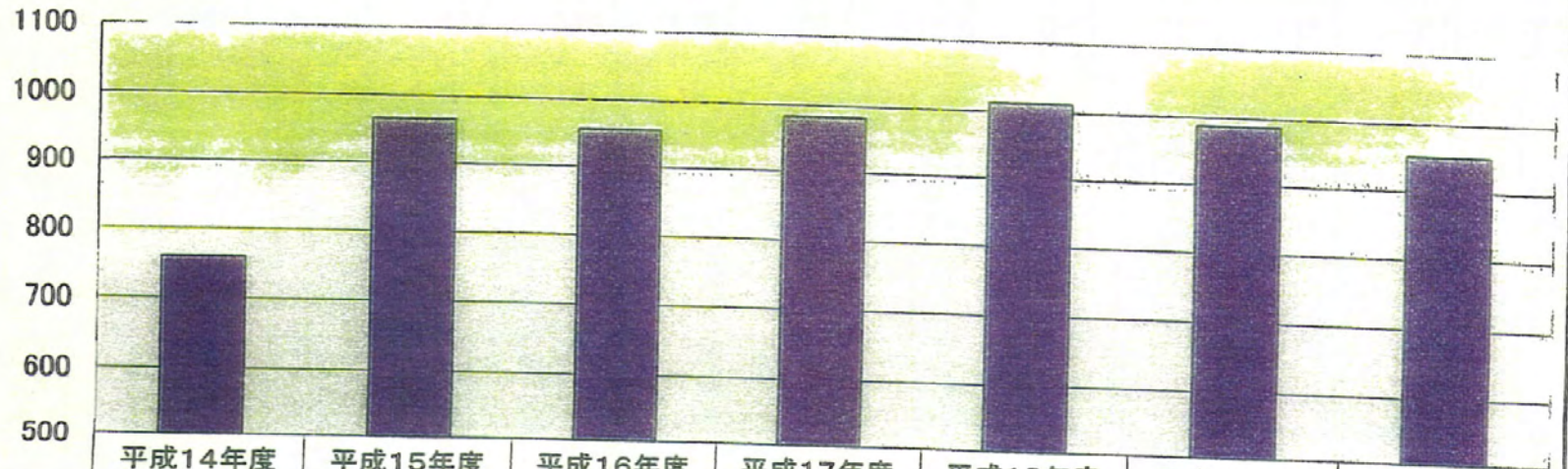


一日平均在院患者数



年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一日平均在院患者数	304.8	376.5	390.7	390.2	402.8	381.4	380.9

一日平均外来患者数

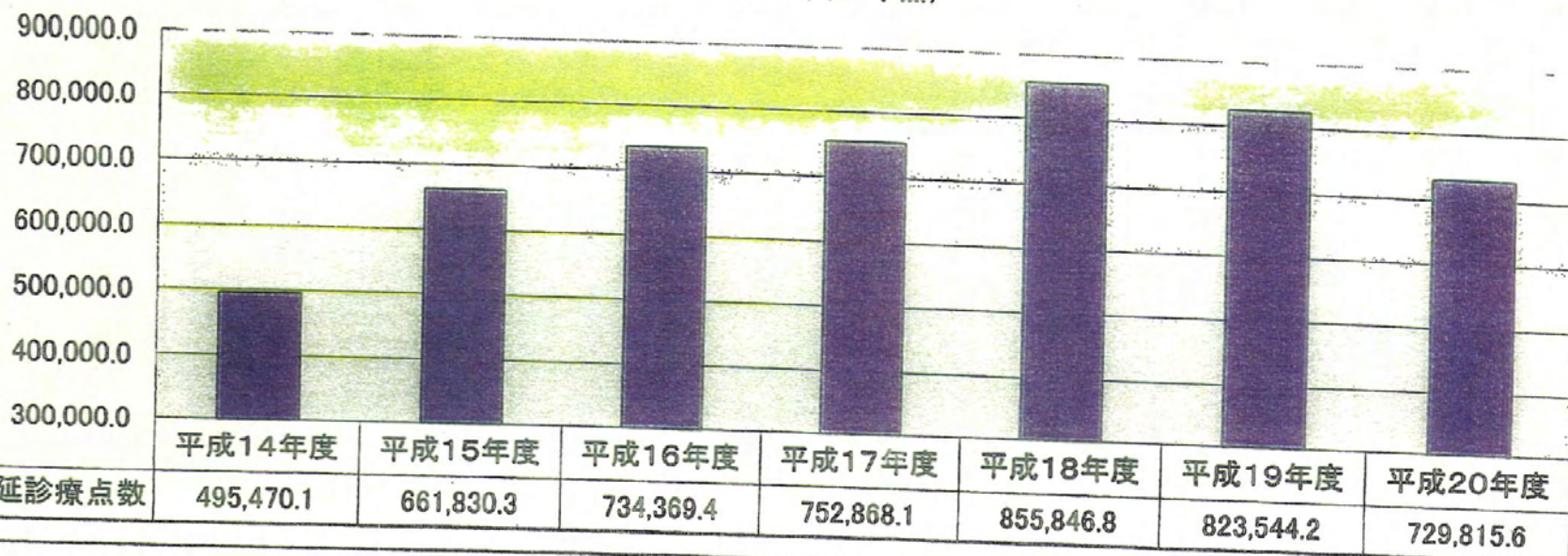


年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一日平均外来患者数	758.7	965.9	954.5	981.6	1011.7	986.1	949.8

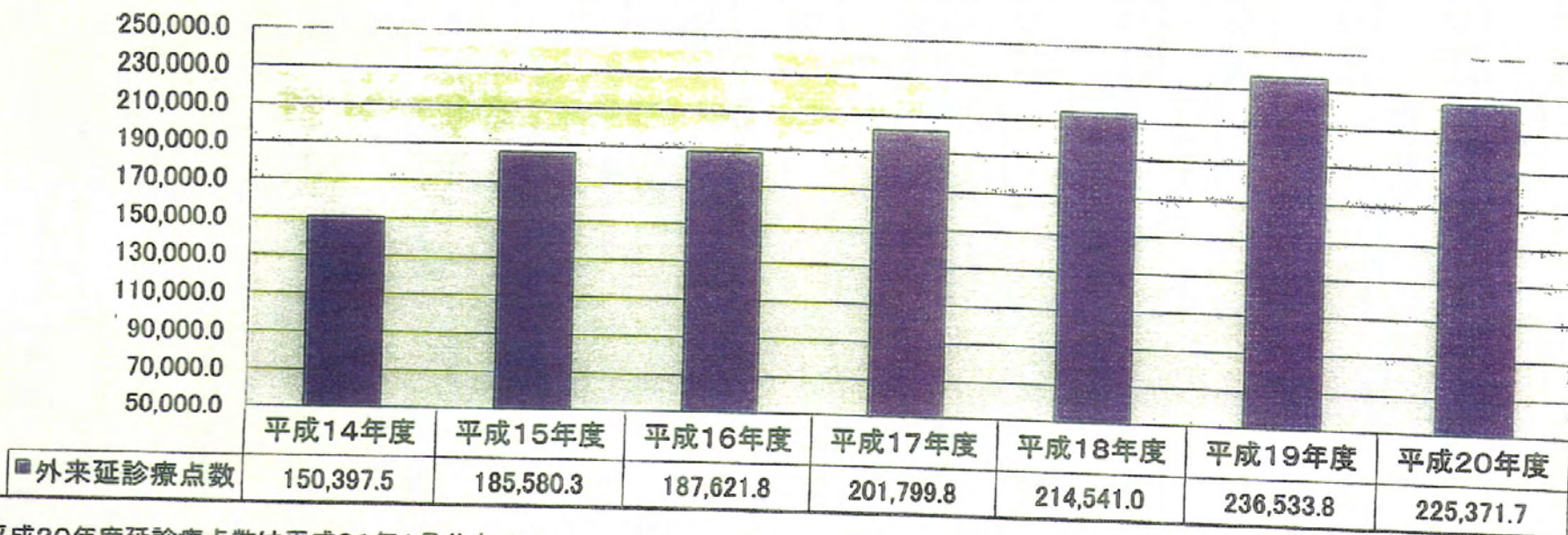
※平成20年度一日平均患者数は平成21年2月28日現在



入院延診療点数(単位:千点)



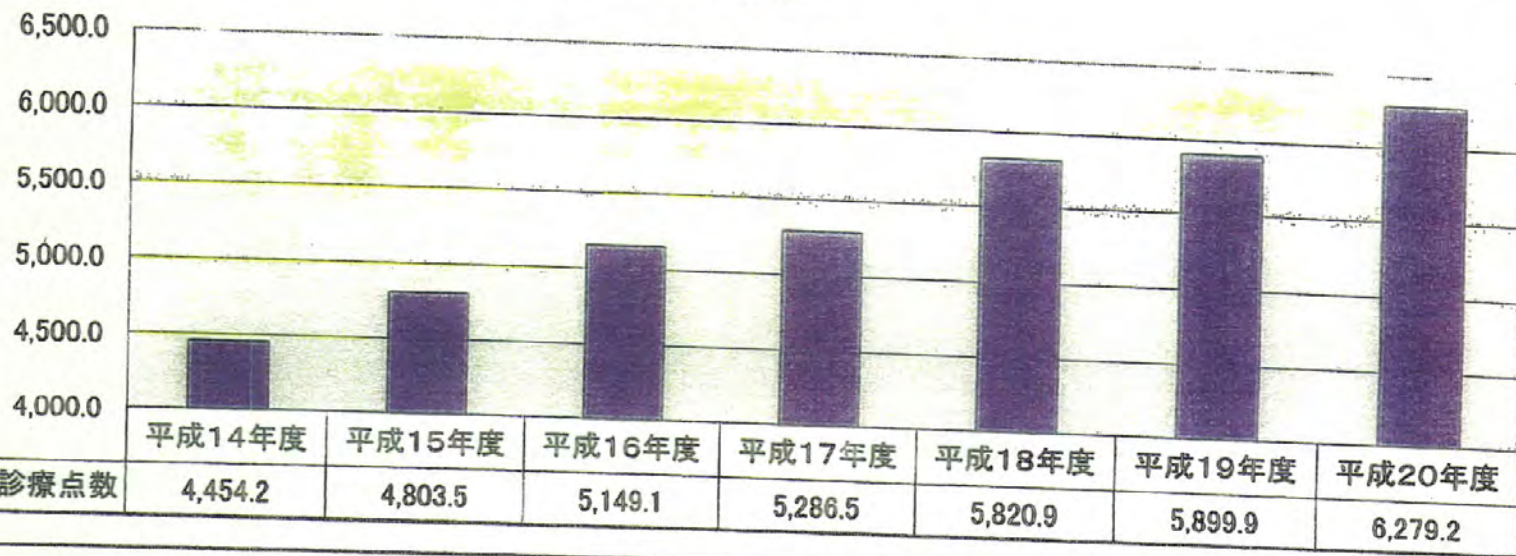
外来延診療点数(単位:千点)



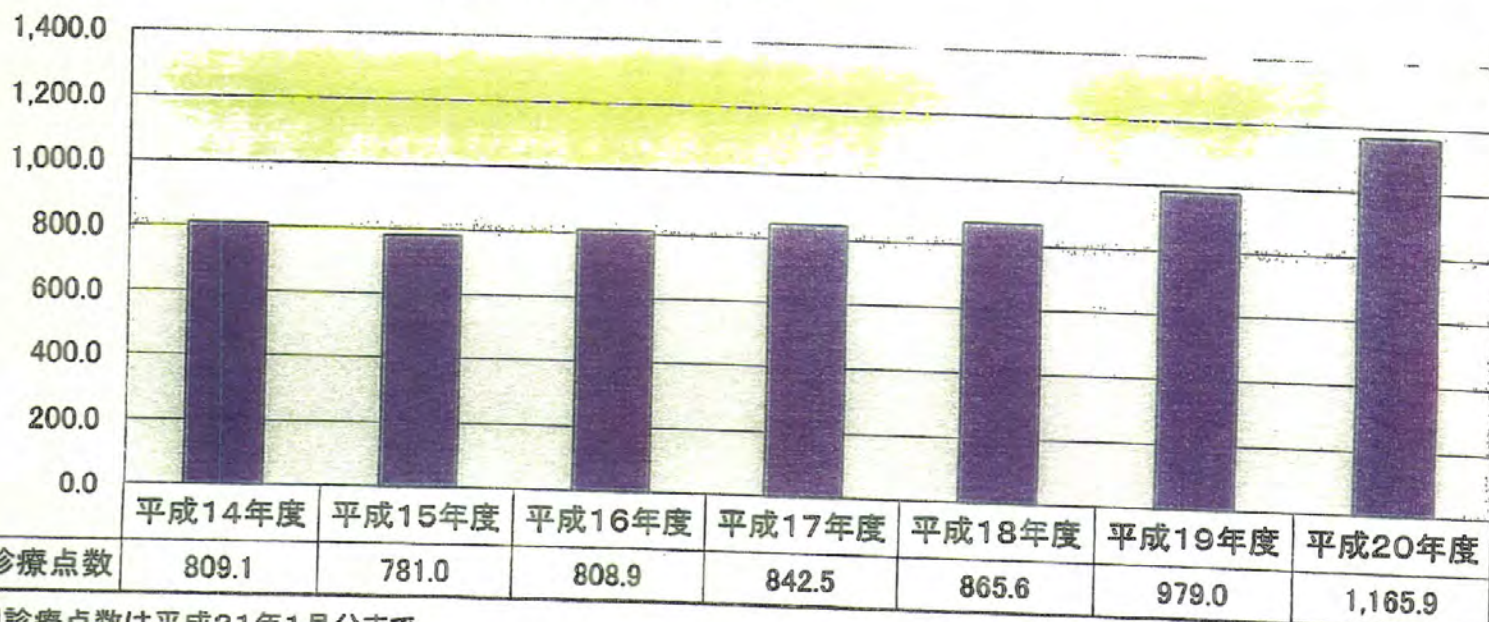
※平成20年度延診療点数は平成21年1月分まで



入院一人一日当り診療点数



外来一人一日当り診療点数

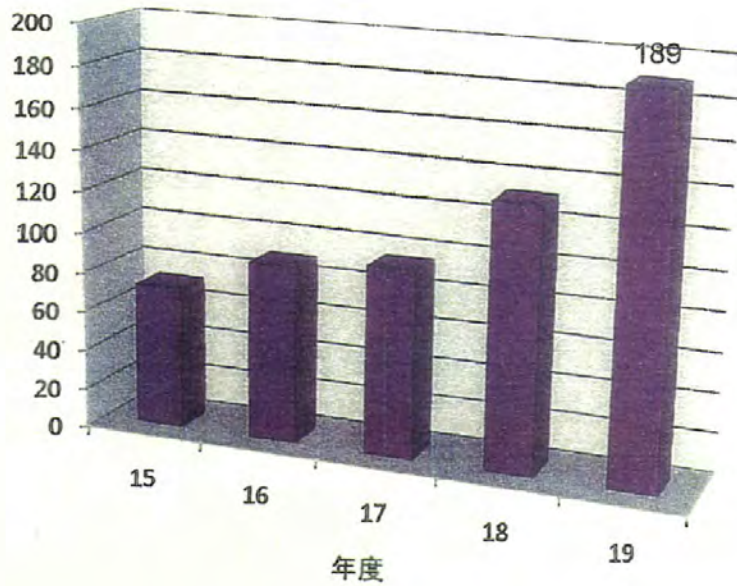


※平成20年度一人一日当り診療点数は平成21年1月分まで

# 過去5年間ににおける研究費の獲得件数 および獲得額の伸び

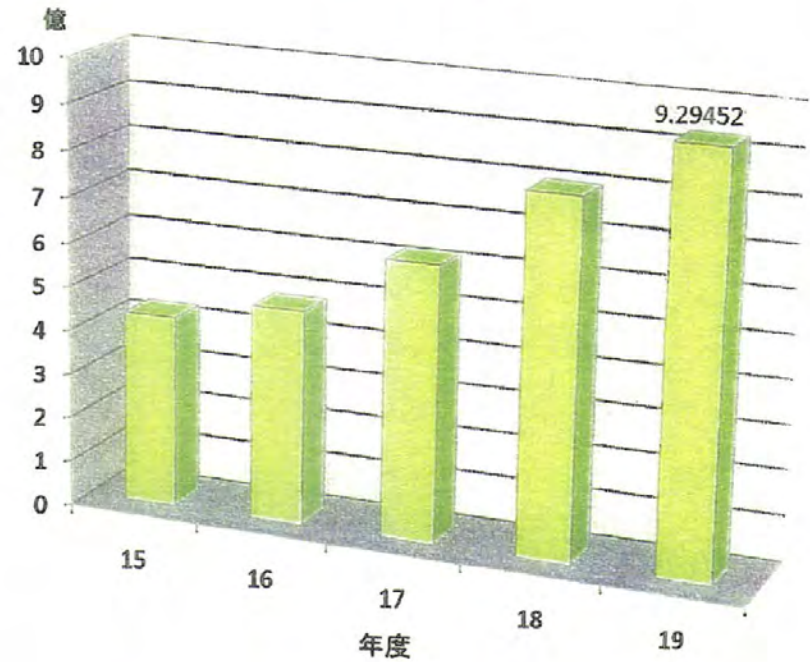
## 獲得件数

(単位:件)



## 獲得額

(単位:円)



国立成育医療センター研究所概況書



# 国立成育医療センター 研究所概況書

平成21年3月24日  
顧問会議

1



## 研究所組織・人材(平成20年度)

職名	人数	備考1	備考2
所長・副所長	2	病院併任2	
研究部長	11	病院併任4	
省令室長	3		
研究室長	21	病院併任2	招聘型任期付き5
研究員	1		以上常勤技官38
流動研究員	22		厚生労働技官
研究レジデント	19		研究助成財団など
連携大学院生	5		東京医科歯科大院生
共同研究員	250	病院医師等	
事務主幹	1		
事務補助	3		

2

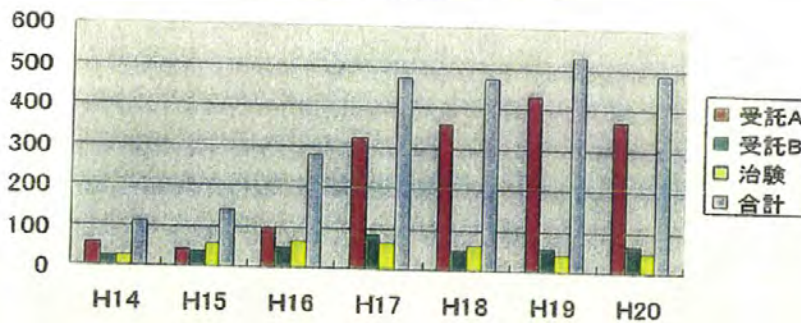


# 研究費 (単位:千円)

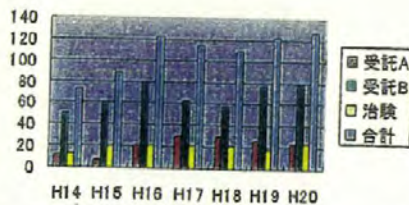
	2006年	2007年	2008年
合計	1,374,848	1,448,072	1,534,738
庁費	170,198	178,023	184,872
競争的研究費	1,204,650	1,270,049	1,349,866
厚生労働省	626,958	686,995	684,908
文部科学省	110,338	134,320	151,410
その他	467,354	448,734	513,548

3

受託研究・治験契約金額 (単位:百万円)



受託研究・治験件数



(注) 区分

- 受託A: 研究所が受託したトランスレーショナル・リサーチ
- 受託B: 病院が受託した臨床研究
- (黄緑): 薬事法による治験

4





## 倫理委員会

	回数	種類	新規
倫理委員会	11	一般	39
		迅速	5
		ゲノム	26
ヒトES細胞研究 倫理審査委員会	0	使用	0※1
		樹立	0※2
遺伝子治療 臨床研究審査委員会	0		0

※1、2とも、平成18年度文部科学大臣承認済

5



## 研究業績

	2006年	2007年	2008年※
英文 原著	111	136	161
総説	6	15	23
IF	541.500	452.423	767.855
和文 原著	13	13	22
総説	172	96	142
特許出願	8	6	3

※ 2008年度については、未確定値。

6



## 臨床研究プロジェクト紹介

枠組み	・病院-研究所-外部施設 ・研究所-外部施設 ・研究部横断的 ・病院-研究所連携
-----	---

### 【臨床応用実施中】

- ・ヒト骨髄間質細胞による皮膚再生医療（東京医療センターとの共同）
- ・先天異常症に対する遺伝子医療システム（遺伝子診断、カンファレンス）
- ・EBウイルス定量センターラボ機能（先進医療申請準備中）
- ・小児がん中央診断センターラボ機能

### 【システム完成、稼働中あるいは稼働間近】

- ・ヒトES細胞：薬剤毒性試験法の開発（文部科学大臣承認済み）
- ・ヒトiPS樹立（101株中9株を基盤研細胞バンクへ提供）
- ・WISH、ハイスループット技術による臓器形成遺伝子同定と創薬
- ・対アレルギー創薬のための網羅的探索システム
- ・先天代謝異常症の遺伝子治療：慢性肉芽腫症
- ・バイオリソースセンター（ヒト幹細胞、小児がん細胞など）
- ・臨床研究センター：治験や臨床試験の支援
- ・成育疾患データベース構築：小児慢性特定疾患など

### 【基盤形成中】

- ・ヒトES細胞樹立（動物由来成分を排除したバイオ環境など）
- ・ヒト肝細胞による細胞治療法の開発：生体部分肝移植

7



## 企業連携・大学連携

### 1. 企業連携 51社

1-2. 企業からの共同研究員 11社 21名

### 2. 連携大学院 2

東京医科歯科大学大学院生命情報科学教育部  
 東京農業大学大学院農学研究科バイオサイエンス専攻  
 （早稲田大学大学院社会学研究科  
 科学ジャーナリスト養成プログラム）

2-2. 連携大学大学院生受け入れ 5名

2-3. 大学からの共同研究員 150名(延べ)

8

平成20年度 顧問会議からの提案



## 独立行政法人国立成育医療研究センター顧問会議委員名簿

平成 22 年 4 月 1 日

(五十音順・敬称略)

明石 勝也	聖マリアンナ医科大学理事長
飯野 奈津子	NHK報道局 生活情報部 部長
上原 明	大正製薬株式会社 社長
小幡 純子	上智大学法科大学 院長
北城 恪太郎	日本アイ・ピー・エム株式会社 最高顧問
小林 信秋	NPO法人難病のこども支援全国ネットワーク 専務理事
坂本 すが	東京医療保健大学 医療保健学部看護学科 学科長
櫻井 敬子	学習院大学法学部法学科 教授
古川 貞二郎	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会理事長
松尾 宣武	国立成育医療センター初代名誉総長
御子柴 克彦	理化学研究所脳科学総合研究センター 発生神経生物研究チーム チームリーダー
南 砂	読売新聞社編集局解説部次長
吉村 泰典	慶応義塾大学医学部産婦人科学教授

## 顧問会議からの提言

### 1 趣旨

国立成育医療センターは、産科、小児科、女性医療等を行うナショナルセンター（国立高度専門医療センター）として、平成14年3月1日に開設された。国立成育医療センターでは、「成育医療」、つまり受精、胎児、新生児、小児、思春期を経て次世代を育成する成人世代、すなわちリプロダクションサイクルに生じる疾患に対する医療と研究を推進することを目的として設立された。

現在、わが国は、急速に少子・高齢化が進展する一方、医療をはじめ社会保障は厳しい状況にあり、未来に向かって明るい希望が持てる社会を築く一翼を担うため、わが国の政策医療の一つである「成育医療」及び研究を担っている国立成育医療センターの存在意義は、より一層その重要性を増している。

併せて、健全な次世代を育成するための医療の実践と研究の推進及びそれら成果の情報発信、人材の育成などを着実に実行していくことは、国民の求める政策医療を実現するために、さらに推進されるべきである。

国立成育医療センターは、平成22年度には独立行政法人化することとなっているが、ナショナルセンターとしての役割を明確化し、医療研究センター的機能の確立を図るとともに、持てる資源の選択と集中を図り、わが国の「成育医療」の飛躍的發展に貢献するとともにわが国のトップリーダーとして国際的競争力を高めていくことが使命である。

### 2 提言

独立行政法人化するにあたって、次の点に留意していただきたい。

国の政策医療を行うナショナルセンターは、それぞれナショナルセンターとして独自の専門分野を形成しており、たとえ独立行政法人化しても、国と一体となって、その独自性を保持しながら、担っている役割を最も有効に発揮して事業を展開することで国民の期待に応える必要がある。そのためには、成育医療分野として個別に法人格を位置づけることが必須である。

また、厳しく社会保障の在り方が問われるなかで、次世代の基盤となる政策医療を推進するためには、経済的効率性を追求する市場原理は馴染みにくく、事業の安定的運営が国民から強く求められる。そのためには、公共的性格の強い事業に対し、責任ある国の財政的支援こそが不可欠である。

今後、国民の信頼に応えるためにも、一般国民の視点による「成育医療」の情報発信こそ、まさに国民の期待に応える「成育医療」を展開するための強い絆（命綱）と成り得るのであり、そのための効果的な在り方を考えていく必要がある。

少子高齢化という時代背景は、わが国のみならず、世界の先進国に共通する課題である。グローバルな視点で「成育医療」やその研究成果を社会に還元し、広く政策提言していくことが国立成育医療センターの使命の一つであり、リーダーシップを強く発揮することが大いに期待される。